

防衛装備庁仕様書

1 / 4

品 件 名	廃棄物の処理	仕様書番号	T-AD-06-041
		作成年月日	令和6年11月15日
		作成部課名	長官官房装備開発官（統合装備担当）付総括室

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は防衛装備庁より排出される産業廃棄物の収集運搬等処理作業（以下、「本作業」という。）について規定する。

1. 2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和49年政令第300号）
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
- (6) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- (7) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）

2 役務に関する要求

2. 1 概要

本作業は、防衛装備庁より排出される産業廃棄物について法令に則り適正に収集運搬等処理及び廃棄するものである。

2. 2 作業内容

1. 2項に基づき、2. 3項に示す廃棄物品について、以下の作業を実施すること。
 - (1) 2. 5項において1日（1日あたり7時間）以内に収集すること。
 - (2) 解体及び廃棄をするため、適切な場所へ運搬すること。
 - (3) 省庁名（防衛省、防衛装備庁等）及び製造会社の銘板等がある場合は、読み取れないような処理をすること。
 - (4) 修理若しくは復元が不可能な状態となるよう物理的に破壊すること。また、破壊処理の概要が分かる状況を撮影し、検査実施前に提示後、提出すること。
 - (5) 2. 2項（3）、（4）のとおり解体した後、廃棄すること。
 - (6) 4. 1項のとおり提出書類等を提出すること。

2. 3 引渡物品

別紙のとおり。

2. 4 引渡場所

防衛装備庁（東京都新宿区市谷本村町5-1）細部は別表参照のこと。

2. 5 引渡時期

契約締結日から官の指定する土日祝日の1日（09:30～18:15）。

3 検査

- (1) 2.2項(1)について、官の立会いのもと実施する。
- (2) 2.2項(5)について、表2番号3により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類等

提出書類等は表2のとおりとする。

表2 提出書類

番号	名 称	部数	提出時期	備 考
1	産業廃棄物管理票 A 票	1 部	廃棄物品受領時	
2	産業廃棄物管理票 B 2 票	1 部	運搬終了時	
3	産業廃棄物管理票 D 票	1 部	検査実施前	
4	産業廃棄物管理票 E 票	1 部	最終処分終了時	2.2項(3)及び(4) の画像を添付すること。
5	廃棄記録集	1 部		

4.2 その他

- (1) 作業に必要な車両、重機、器材類については、契約相手方において準備すること。
- (2) 引渡場所での物品の搬出及び車両の運行中に施設、機材等に損傷等を与えた場合は、速やかに官及び引渡場所管理者へ報告するとともに、契約相手方の責任において現状を復すこと。
- (3) 本作業を履行するにあたり、官の保有する施設、機材等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。
- (4) 本作業を実施するに当たり、詳細にわたり官及び引渡場所管理者と密接な関係を保ち、それぞれの規則を遵守し良好な結果が得られるように努めること。
- (5) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

廃棄物品一覧表

番号	品名	寸法 (L×W×H) 【cm】			総質量 [kg]	構成素材重量 (kg)					数量	備考
		雜金属	プラスチック	繊維		木材	その他					
1	椅子 (H)	60	60	80	340	3	6	1			34	
2	椅子 (G)	60	60	80	140	3	6	1			14	
3	椅子 (F)	60	60	80	20	3	6	1			2	
4	椅子 (I)	60	60	80	10	3	6	1			1	
5	椅子	63	65	110	12	4	6	2			1	
6	壁面収納庫	45	90	110	300	22	3				12	

別表

D棟10階

